



令和2年7月13日

弁護士 小久保 哲郎 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 中井 洋 恵



通報についてのご連絡

ご通報いただきました件につきまして、次のとおり本委員会（第2部会）の審議結果をお知らせします。

記

1 ご通報の概要

- ① 大阪市は、生活保護のケースワーカー配置について、社会福祉法の定める標準数を遵守せず、高齢被保護世帯 280～380 世帯に1名配置するという独自基準を定めている。これは標準数の3倍以上であり明らかに容認できる限度を超えた水準であり、不適切な取り扱いではないか。また、高齢世帯ケースワーカー4名に対して査察指導員1名を配置するという独自基準を定めており、これも不適切である。
- ② 高齢世帯担当のケースワーカーは、280世帯以上の担当業務を現業員1人で処理することは不可能であるため、ケースワーカーの下に訪問等を担当する非常勤嘱託職員を配置し、実質的に訪問業務を委託する形にしている。この訪問業務は、見守りを目的として実施されており、生活保護法や関連通知に基づく生活保護の実施・決定に必要な世帯状況を把握するため定期的な「訪問調査」ではない。その結果、大阪市の福祉事務所では、生活保護世帯の状況を十分に把握せず、保護の認定を何年間にも渡って漫然と決定し続けている。
- ③ 上記の非常勤嘱託職員について、大阪市は要綱で任用にあたって必要な資格を定めているが、その中には社会福祉主事任用資格に該当しないものも含まれる。社会福祉主事以外の者が、実質的に委託された訪問業務に従事していることになり、社会福祉法第15条第6項違反ではないか。
- ④ 上記①②については、国から10年以上に渡り指摘され続けており、市の定期監査でも一部指摘されている。

2 本委員会の判断

ご意見・ご要望として取り扱われるべき内容であると判断したため、公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められませんでした。なお、ご指摘につきましては、「業務の参考とされたい。」との意見を付して、大阪市長（所管：福祉局）に対し送付しました。